

社会福祉法人やまゆり福祉会 再雇用職員短時間職員給与規程

第1条 社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）の週所定労働時間が24時間以上32時間未満の再雇用職員（以下「短時間職員」という。）の給料、諸給の支給については、この規程の定めるところによる。

（給料）

第2条 この規程において給料とは、短時間職員の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

（日額）

第3条 短時間職員の給料は日額とし、一般の短時間勤務職員の日額を考慮し、理事長が別に定める。

（昇給）

第4条 昇給は、これを行わない。

（給料の支給）

第5条 給料の支給については次の各号による。

（1）新たに短時間職員になったものに対しては、採用の日から、その事実の生じた日から定められた給料を支給する。

（2）短時間職員が離職し、又は、死亡したときは、その日まで給料を支給する。

（3）短時間職員が、職務のための傷害を受け、又は疾病に罹ったことにより休業したときは、前号の規定にかかわらず、加療期間中に係る給与を支給しない。ただし、短時間職員が業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業する場合の最初の3日間については、法人は平均賃金の60%の休業補償を行う。

2 給料は原則として翌月25日にその月分を支給する。

第5条の2 短時間職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間もしくは期間につき、理事長が別に定める額を減額して給与を支給する。

（諸給）

第6条 短時間職員に対する通勤手当の支給については、別に定める。

第7条 通勤手当は短時間職員の申請によるものとする。

2 虚偽の届出又は届出の遅延によって不当な手当を受けたときは、受けた手当を返還せることがある。

第8条 職務の都合上命令により勤務時間を延長した場合は、超過勤務手当を支給する。

第9条 命令により夜間勤務及び年末・年始勤務をさせた場合は、その勤務について、手当を支給する。

2 前項の手当の額は、理事長が別に定める。

（期末手当・勤勉手当）

第10条 再雇用職員の期末手当及び勤勉手当については、これを支給することができる。

2 前項の支給月数は、理事長が東京都及び東社協並びに法人の財政状況を勘案し、別に定める。

第11条 通勤手当、超過勤務手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(退職給付金)

第12条 短時間職員の退職金は、これを支給しない。

(施行規則)

第13条 この規程を施行するために必要な給与規程細則は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。